時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料共左の如し
一枚二錢〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

盛岡青森間鐵道

去る本月一日を以て開通したり是れにて日本鐵道會社の東北線路は先づ以て全通したる譯なれども抑も其初め盛岡以北の線路を撰定するに當てや說をあす者あり東岸（今の線路）は元來瘠薄の曠野にして人荷に乏しく且つ軍事上にも都合宜しからざるが故に寧ろ西部の山形に到り秋田、弘前を經て青森に達せしひべしとて當路工事の容易なるが爲めか遂に此說を採らずして今の線路に決したるみとあれども西線の東線に優る可きは明白なる次第にして今日を爲りて會社の爲めに謀れば聊か遺憾あるが如し然りと雖も既往の事は今更ら言ふも益なし唯進んで今後の利益を謀る可きのみとして亦自から爲す可きものあるに非ず會社に於ても疾く此邊に見る所ありしおらん青森と弘前との間二十七哩白河以北第一の國ある所あればとて初め弘前の有志者が私線鐵道を企てたるとき會社より懇に之を止め東北工事の事なると同時に日本鐵道會社の事業として必ず之を敷設す可し云々との約束をなし株主總會の議決を經たるは昨年春四月の事なりとケ即ち其目的は往く〳〵東北線路の不利を此區の收益にて補はんとの意味もありしとあらん當時政府にても會社にても彼の商法の規定に心付かず右敷設の費用をば社債を募集して之に充て社債は積立金を以て償却す可しとて計畫の事甚だ容易ありしに過般來世間に噂高き水戸鐵道買賣の一件と同樣積立金流用は商法の許さざる所なれば青森弘前間も亦或は爲めに敷設費の出所に苦しむ樣のみとなかるべきやと云ふ其結着の如何は後日知る可らずと雖も會社の爲めには當初の計畫を中途に破られたる姿にして定めて失望の限りなるべし人の說に會社の株主が其毎期配當の少額なるを怨みて社債償却金に充つるときは敷設の事にて國家に對して面目なきこと云ふ寔に角に商法云々の說は寧ろ口實にして去年の眼に見えざりし故障を今年の眼に見出し以て眼前の實利益を空ふするとは惜しむ可き

新通線路に沿に訝かしきは停車場の位置あり停車場の成るべく市邑に近きは人荷の運送に便利あるや勿論あるに現場を見れば大抵ふの便利を顧みざるが如くにして市邑を距るみと殆んど一哩餘もあらん歟とも思はるゝものあり蓋し工事の都合に由りて然るあらんとは雖も斯の如くにては便不便と云ふに過ぎざるを得ざ如何とあれば長路の運送は格別、短距離の市邑間にては却て車馬を驅るの便利あるに如かざるみとある可ければなり、既に線路は前記の如く痩薄の原野に取り而して其停車場も亦爾く人家に遠ざかるを見れば此鐵道は單に青森にまで達すれば能事終るとの目的にて作りたるには非ずやと酷評する者もあらん遺憾然りと雖も鐵道は人間社會の血脈なり生力の由て以て流通發達する所の本あり故に筋肉既に形を成したる處に新に血脈を通じて其生力を增す可きは固より論を俟たずして効を奏するみと速なりと雖も或は筋肉痩薄の部分に先づ血脈を通じて漸く生力の旺盛を促し隨て體質の發育活潑を致すみとあり人口少おき痩薄の地に線路を通ずるは差向きの利を見るに難しと雖も其鐵道あるが爲めに人口も增殖し人氣も引立ち遂に地方一般の繁昌を致して鐵道の利を全ふしさるの事例は世に珍しからず左れば今回新開の盛岡青森間の線路も遇さ痩薄の地方にして加ふるに停車場の位置も面白からぬ鐵道會社の爲めに目下の利益を謀れば堪へ難きやうなれども月日の經過と共に人民の生力を發達せしめ遂に所謂鐵道地方の盛況に至る可きは又疑を容れず唯我輩は會社株主の爲めに利益を思ふと急なるが爲めに進取の方針に向ひ弘前の線路を所望し又は停車場の位置を云々するのみ僅に此一事を以て會社事業の全面を評するは非ざるなり鐵道は日本の新事業にして一社一時の不利も全國の同業者を驚かすみとおきにあらざれば日本鐵道會社は單に自家の爲めのみに非ず同業奬勵の爲めにも利益に顯敏あらんみと我輩の切望する所あり

官報

○司法省訓令第七號

民事訴訟法第百五十二條第百五十三條ニ依リテ爲ス送達ノ囑託ニ付キテハ明治二十三年當省民第九五號訓令ノ手續ニ從フ可キモノトス

明治二十四年九月七日　司法大臣子爵田中不二麿

○農商務省訓令第三十八號

官有森林交換規程左ノ通相定ム

明治二十四年九月七日　農商務大臣陸奥宗光

第一條　官有森林交換規程ハ官有森林原野若クハ田畑ト交換ノ場合ニ準拠スヘシ

第二條　官有森林ヲ以テ民有森林原野若クハ田畑ト交換ハ官有森林ノ經營上必要ノ土地ニシテ少クトモ許定價格相均レキモノニ限ル

第三條　交換ヲ爲サントスル官有森林アルトキハ申込ノ期日ヲ定メ掲示若クハ官報閲覽紙及其他ノ方法ヲ以テ左ノ事項ヲ公告スヘシ

但特別ノ樹故アル官有森林又ハ官ニ於テ特ニ必要ナル場合ハ公告ノ法ヲ用ヒス

一　交換ヲ爲サントスル官有森林ノ所在地及其字地番

二　交換ヲ爲サントスル官有森林ノ實測反別

三　交換ヲ爲サントスル官有森林產物ノ種類及數量

但樹木ノ數量ハ本數竝ニ材積ヲ有スヘシ

四　交換ニ關スヘキ民有地目ノ種類

第四條　前條ニ國ヲ以テ交換ヲ申込マントスルモノアルトキハ左ノ事項ヲ具シレ管轄ヲ經出サレムヘシ

一　交換ノ爲メ提供スル民有森林原野若クハ田畑ノ所在地及其字地番

二　交換ノ爲メ提供スル民有森林原野若クハ田畑ノ反別及其土地ノ評定價格

三　交換ノ爲メ提供スル民有森林原野若クハ田畑ノ種類及數量

四　交換ノ爲メ提供スル民有森林原野產物ノ種類及其土地ノ價格

但田畑ニシテ產物ト共ニ交換セントスルトキハ本項ニ準スヘシ

五　交換ノ爲メ提供スル民有森林原野若クハ田畑ノ地形ヲ示セル繪圖

但國有境界及最近官有森林トノ位置及距離ヲ記載スヘシ

交換ノ事由ヲ禁出レタルモノアルトキハ提供ノ民有森林原野若クハ田畑ヲ實査シ經營上最モ必要ナルモノヲ撰ビ左ノ事項ヲ具シ農商務大臣ノ指揮ヲ請クヘシ

一　交換ヲ爲サントスル官有森林及民有森林原野若クハ田畑ノ實測段別及地形並四隣ノ景況ヲ示セル明細繪圖及其土地ノ評定價格

二　交換ヲ爲サントスル官有森林及民有森林原野田畑產物ノ種類數量竝評定價格

三　交換ノ利害ニ關スル意見

第六條　民有森林原野若クハ田畑ヲ實測シ及產物ノ數量ヲ鑑定スルニハ出願人ヲ立會セシムヘシ

第七條　森林原野田畑及產物ノ評定價格ハ評價人ノ評價ニ依ルヘシ

第八條　提供ノ民有森林原野若クハ田畑ニシテ交換ヲ爲スニ適當ナルモノト認メタルトキハ直稅分番及登記所ニ照會シテ出願人ノ所有物ニ相違ナキヤ且其物ニハ他ノ權利ノ附着スルコトナキヤヲ調ヘシ

雜報

○印度綿と支那綿　現今各紡績會社に使用し居る綿は大抵印度綿なるが本年四五月の頃には支那綿と印度綿と甚方ひしも支那綿は俵の仕立兎角粗惡にして小利を貪る南京人等は之れに種々の奸計を施して實目を掠むる者さへある由なるが彼の慣用手段は多く俵中に水を注き込むに在りて之れを船中に積み重ね置けば綿に浸みたる水のみとして神戸積濱位迄の日程あれば容易に乾くべくもあらざ即ち積濱にて實目を改め彼處是處と運搬中水も次第に乾き、果は紡績會社の倉庫に二三ヶ月も積み置きて之れを取出し使用する迄には濕も全く乾き積濱にて百斤に受取りたる綿俵は此の時已に九十八斤迄に減少し居るみと毎度之れあり且つ支那綿は印度綿に比して價位大抵二弗以上も高直に居るより何れも支那綿を排して印度綿を導用するみとしはあれども然るに印度綿は各紡績會社の約定何れも十月一杯の手當にてその以後は新に約定せざる可らざ而してその新に約定する品は果して何品と定むべきか勿論今日の儘あれば問ふまでもなく印度綿に札は落つべきも本年は支那綿非常の豐作なるよし聞えあれば彼の支那綿中の上物なる雲錦キカイの如きも隨分安直にて輸入すべく左すれば現今の相場和百斤に付十六弗半位あれども若し新物相場十四弗半若しくは十三弗前後にて出來する如きみとあれば即ち現今使用中の印度綿と同格或は同格少し以上位となれば支那綿は實目の減ぜる替りに又一利あり之ふは印度綿六十貫目にて製絲四十八貫を得るとすれば支那綿は五十八貫目にて能く同類の製絲を得るみとあり且つ支那綿は印度綿に比して色の白ければ絲の出來上りたる處にて頗る立派に見ゆるの利得あり左れば以上の利得は能く實目の減少を償ふて餘あるものと云はざる可らず唯此上の論點は相場の高低のみあれば支那綿目ッ切下落して印度綿と比肩するに至らば無論支那綿を使用するに至るべきも支那綿果して同格迄で押下ぐるや否や上に記せし如く支那綿は本年滿作とのみとあれば或は墓外の安直を示すやも計られず兎に角來月上旬には支那雲錦新物の着荷する筈あればその際あらでは儲かある處は斷定し難けれども支那綿相場の生れ樣に依りては折角今迄根基を据ゑたる印度綿の運命も如何に變ず可きか目下綿商中にての一大疑問なるよし

○鹿兒嶋に三新聞　鹿兒嶋にては是れまで唯た一の鹿兒嶋新聞のみありしが今度同地實業家の發起にて來月午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分〇（上り）午前五時三十分、三時十四分、午後一時五十九分、五時十九分●直江津發　午前七時十四分、十時二十分、午後一時四十五分、五時五分

○上野青森間發車時刻　上野發　午前六時三十五分（郵便汽）、八時五十分（郵便汽）、午後二時五十分（郵便汽）、十一時三十分（郵便汽）、十時十分（郵便汽）、午後二時十分、十時十分、午後二時十分、十時十分、午後二時十分、十時十分